

消防予第301号
平成20年11月14日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について

消防用設備等の試験及び点検については、「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成14年9月30日消防予第282号。以下「282号通知」という。）及び「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（平成14年6月12日消防予第172号。以下「172号通知」という。）により運用いただいているところですが、消防法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第215号）、消防法施行規則の一部を改正する規則（平成20年総務省令第78号）及びガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用中継器及び受信機の基準の一部を改正する件（平成20年消防庁告示第8号）が平成20年7月2日に公布され、新たに温泉採取施設に設置が必要となるガス漏れ火災警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準が整備されたことに伴い、282号通知及び172号通知の一部を下記のとおり改正しましたので通知します。

貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 試験基準の改正について

「消防用設備等の試験基準の全部改正について」別添の一部を次のように改正する。

「第12 ガス漏れ火災警報設備の試験基準」を本通知の別添1「第12 ガス漏れ火災警報設備の試験基準」に改める。

2 点検要領の改正について

「消防用設備等の点検要領の全部改正について」別添の一部を次のように改正する。

「第11の2 ガス漏れ火災警報設備」を本通知の別添2「第11の2 ガス漏れ火災警報設備」に改める。

3 留意事項

温泉採取施設に設けるガス漏れ火災警報設備の点検に際して必要となるガス濃度を指示する装置の零点及び指示値の確認による当該装置の目盛等の校正は、工事又は整備には当たらないものであるが、零点又は指示値の調整が行えない場合のセンサ交換や警報設定値での警報異常時における機器性能に係る調整又は部品交換等は整備に該当すること。

担当 消防庁予防課 鳥枝、氏家 電話:03-5253-7523 FAX:03-5253-7533
--

第12 ガス漏れ火災警報設備

ガス漏れ火災警報設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法の合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準
警戒区域	警戒区域の設定	目視により確認する。	<p>a 警戒区域は、2以上の階にわたらないこと。ただし、一の警戒区域の面積が500㎡以下であり、かつ、当該警戒区域が2の階にわたる場合は、この限りではない。</p> <p>b 一の警戒区域の面積は、600㎡以下であること。ただし、当該警戒区域の通路の中央からガス漏れ表示灯を容易に見通すことができる場合にあっては、1,000㎡以下とすることができること。</p>
受信機	設置場所等	設置場所	<p>a 防災センター等常時人のいる場所に設けてあること。</p> <p>b 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けてあること。</p> <p>c 機器が損傷をうけるおそれのない場所に設けてあること。</p>
		周囲の状況・操作性	<p>a 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間が保有してあること。</p> <p>b 直射日光、外光、照明等により表示灯の点灯に影響を受けないような位置に設けてあること。</p>
		設置状況	地震等により、倒れないよう堅固に設けてあること。
受信機	構造・性能	目視により確認する。	<p>a 検定品であること。</p> <p>b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。</p> <p>c 外部から人が容易に触れるおそれのある充電部は、保護してあること。</p> <p>d ヒューズ等は、容量が適正であり、容易にゆるまないよう取り付けられていること。</p> <p>e 接地端子が設けられているものにおいて、適切な接地が施されていること。</p>
	操作部	目視により確認する。	<p>a 電源監視装置は、正常であること。</p> <p>b 操作スイッチは、床面から0.8m（いすに座って操作するものにおいて0.6m）以上1.5m以下の高さに容易に操作できるように設けてあり、損傷、がたつき等がなく、停止点が明確であること。</p> <p>c 各種表示灯には、点灯状態が正常であり、かつ、灯火は前面3m離れた位置で明確に識別できること。</p> <p>d 表示装置には、警戒区域の名称が容易に消えずに、かつ、適正に表示してあること。</p> <p>e 貫通部（ガスを供給する導管が防火対象物の外壁を貫通する部分をいう。）に係る警戒区域とその他の警戒区域とを区別して表示してあること。</p>

	予備品等	目視により確認する。	所定の予備品、回路図等が備えられていること。
中継器	設置場所等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けてあること。 b 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間が保有してあること。 c 機器が損傷を受けるおそれのない場所に設けてあること。
	構造・性能	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 検定品であること。 b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。 c 外部から人が容易に触れるおそれのある充電部は、保護してあること。 d ヒューズ等は、容量が適正であり、容易にゆるまないよう取り付けられていること。 e 接地端子が設けられているものにあつては、適正な接地が施されていること。
	予備品等	目視により確認する。	所定の予備品、回路図等が備えられていること。
電源	常用電源	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 専用の回線となっていること。 b 電源の容量が適正であること。
	非常電源の種別		蓄電池設備又は自家発電設備（蓄電池設備を付加したものに限る。）であること。
検知器	警戒状況		目視により確認する。
	設置状況	検知対象ガスの空気に対する比重が1未満のもの	目視により確認する。
			<ul style="list-style-type: none"> a 警戒区域の設定が適正であり、未警戒の部分がないこと。 b 点検その他の維持管理ができる場所に設けてあること。 c 出入口の付近で外部の気流がひんぱんに流通する場所以外で、ガス漏れの検知を妨げる障害物がなく、かつ、有効に感知できる位置に設けてあること。
			<ul style="list-style-type: none"> a 検知器の下端は、天井面等の下方0.3m以内の位置に設けてあること。 b 換気口等の空気の吹出し口から1.5m以上離れた位置に設けてあること。 c 燃焼器又は貫通部から水平距離8m以内となるように設けられていること。ただし、天井面等が0.6m以上突出したはり等によって区画されている場合、当該はり等により燃焼器側又は貫通部側に設けてあること（燃料用ガスが使用されるものに設ける場合に限る。）。 d 温泉の採取のための設備の周囲の長さ10mにつき1個以上当該温泉の採取のための設備の付近でガスを有効に検知できる場所（天井面等が0.6m以上突出したはり等によって区画されている場合は、当該はり等より温泉の採取のための設備側に限る。）に設けられていること。この場合において、ガスの濃度を指示するための装置が、防災センター等常時人のいる場所に設けてあること（温泉の採取のための設備が設置されているものに設ける場合に限る。）。 e 天井面等に吸気口がある場合、燃焼器又は温泉の採取のための設備との間の天井面等が0.6m以上突出したはり等によって区画されていない吸気口のうち、当該燃焼器等から最も近いものの付近に設けられてあること。

		検知対象ガスの空気に対する比重が1以上のもの		<ul style="list-style-type: none"> a 検知器の上端は、床面の上方0.3m以内の位置に設けてあること。 b 燃焼器又は貫通部からの水平距離が4m以内となるように設けられていること（燃料用ガスが使用されるものに設ける場合に限る。）。 c 温泉の採取のための設備の周囲の長さ10mにつき1個以上当該温泉の採取のための設備の付近でガスを有効に検知できる場所に設けられていること。この場合において、ガスの濃度を指示するための装置が、防災センター等常時人のいる場所に設けてあること（温泉の採取のための設備が設置されているものに設ける場合に限る。）。
	構 造 ・ 性 能		目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 b 変形、損傷等がないこと。
警 報 装 置	音声 増幅器	設 置 場 所 等	目視により確認する。	受信機の設けられている場所の付近で操作上支障となる障害物がないこと。
		構 造	目視により確認する。	変形、損傷等がないこと。
	スピーカ ー	設 置 場 所 等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 音響効果を妨げる障害物がない位置に設けること。 b 各階ごとに、その階の各部から一のスピーカーまでの水平距離が25m以下となるように設けてあること。 c 通行、荷物運送等による損傷を受けるおそれのない位置に設けてあること。 d 雨水、腐食ガス等の影響を受ける場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。
		構 造	目視により確認する。	変形、損傷等がないこと。
	ガス漏れ表示 灯	設 置 場 所 等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 周囲に点灯の確認を妨げるものがないこと。 b 検知器が設けられている室が通路に面している場合には、当該通路に面する部分の出入口付近に設けてあること。ただし、一の警戒区域が一の室からなる場合を除く。 c 通行、荷物搬送等による損傷を受けるおそれのない位置に設けてあること。 d 雨水、腐食ガス等の影響を受ける場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。
		構 造	目視により確認する。	変形、損傷等がないこと。
検知区域警報 装置	設 置 場 所 等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 音響効果を妨げる障害物がない位置に設けること。 b 通行、荷物搬送等による損傷を受けるおそれのない位置に設けてあること。 c 雨水、腐食ガス等の影響を受ける場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。 d 検知区域（一の検知器が有効にガス漏れを検知することが出来る区域をいう。）に有効に警報できるように設けてあること。ただし、機械室その他常時人がいない場所及び貫通部は除く。 	

	構	造	目視により確認する。	変形、損傷等がないこと。
--	---	---	------------	--------------

イ 機能試験

試 験 項 目		試 験 方 法		合 否 の 判 定 基 準
配 線	送り配線試験（常時開路式の検知器（1回線の接続個数が2以上のもの）回路のものに限る。）	次表で定める警戒区域数に応じた任意の試験回線数について、当該試験回線の検知器の1検知器が送り配線となっていることを確認した後に、検知器の一線を外し当該回線末端の発信機、検知器等を作動させることにより行う。		a 検知器の配線は、送り配線となっていること。 b 受信機の当該回線がガス漏れ表示しないこと。
		警戒区域数	試験回線数	
		10以下	1	
		11以上50以下	2	
		51以上	3	
受 信 機	ガス漏れ表示試験	ガス漏れ灯	ガス漏れ表示試験スイッチを所定の操作方法により操作して回線ごとに行う。	ガス漏れ表示、地区表示及び音響装置の作動が正常であること。なお、保持機能及び標準遅延時間を有するものにあつては、これらの機能が正常であること。
		地区表示装置作動状況		
		主音響装置鳴動状況		
		試験中の他回線の作動状況	ガス漏れ表示試験中、他の任意の回線を作動させる。	試験中の回線及び任意の作動回線のガス漏れ表示が正常であること。
	回路導通試験（試験装置を有するものに限る。）	回路導通状況	導通試験スイッチ及び回線選択スイッチを操作して回線ごとに行う。	試験用計器等の指示値が適正であること。
		試験中の他回線の作動状況	回線導通試験中、他の任意の回線を作動する。	任意の作動回線のガス漏れ表示が正常であること。
	同時作動試験		任意の2回線の検知器を同時にガス漏れ作動状態にする。	ガス漏れ表示状態が継続すること。
	予備電源試験	電源自動切替機能	主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替え機能、電圧値及び容量が正常であること。
		端子電圧・容量	予備電源試験スイッチを操作する。	所定の電圧値及び容量を有していること。
	非常電源試験	電源自動切替機能	主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替え機能、電圧値及び容量が正常であること。 また、自家発電設備と接続されるものにあつては、常用電源の遮断後1分以内に自家発電設備に切りかわること。
故障表示試験	中継器の外部負荷に電力を供給する回路のヒューズ断線の状況	ヒューズを外すか又はブレーカーを遮断して行う。	故障表示灯及び音響装置が自動的に作動すること。	

		中継器の主電源を他のものから供給するものの電源断の状況	主電源のブレーカー等を遮断して行う。	
		検知器電源遮断状況 (電源遮断表示装置を有するものに限る。)	検知器の電源を遮断する。	検知器電源遮断の表示等ができること。
	附属装置試験		附属装置を作動又は作動状況におき、ガス漏れ表示試験の試験方法により行う。	a 附属装置が受信機の機能に有害な影響を及ぼさないこと。 b 総合操作盤を接続するものには、受信機からの信号を総合操作盤に移報した場合においては、その動作が適正であること。
	相相互作用試験 (1の防火対象物に2以上の受信機が設けられているもの。)	相互通話状況	受信機を設けてある場所相互の間において、相互通話を行う。	同時に相互通話ができること。
		音声警報装置鳴動状況	各受信機のガス漏れ表示試験スイッチを試験側に倒し、回線選択スイッチ等を操作して行う。	いずれの受信機からも音声警報装置が正常に鳴動すること。
中継器	回路導通試験		導通試験スイッチ、回線選択スイッチ等を操作して回線ごとに行う。	試験用計器等の指示値が適正であること。
検知器	作動試験		検知器に加ガス試験器により試験ガスを加え、ガス漏れ表示するまでの時間を測定する。	a 検知器が正常に作動すること。 b ガス漏れ表示するまでの時間が次のいずれかであること。 ア 検知器の作動確認灯により検知器のガス漏れ作動が確認できるものにあつては、作動確認灯の点灯からガス漏れ灯が点灯するまでの時間が60秒(中継器を介するものにあつては65秒)以内であること。 イ 中継器の確認灯又は検知区域警報装置の作動により検知器のガス漏れ作動が確認できるものにあつては、検知区域警報装置の作動又は中継器の作動確認灯の点灯からガス漏れ灯が点灯するまでの時間が60秒(中継器を介するものにあつては65秒)以内であること。 ウ 上記以外のものにあつては、ガス漏れ表示するまでの時間が80秒(中継器を介するものにあつては85秒)以内であること。 c ガス濃度を指示するための装置にあつては、当該指示値が適正であること(温泉の採取のための設備が設置されているものに設ける場合に限る。)
	非常電源試験 (温泉の採取のための設備が設置されているものに設ける場合に限る。)		主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替え機能、電圧値及び容量が正常であること。 また、自家発電設備と接続されるものにあつては、常用電源の遮断後1分以内に自家発電設備に切りかわること。

警報装置	音声警報装置	所定の操作により作動させる。	他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞きとることができるとともに、2以上の受信機を設けている場合にあっては、いずれの場所からも作動すること。
	ガス漏れ表示灯	検知器の作動試験を行う。	検知器の作動した場所が識別でき、かつ、前方3 m離れた地点でその点灯が確認できること。
	検知区域警報装置	警報装置の中心から1 m離れた位置で騒音計（A特性）を用いて音圧を測定する。	音圧は、70dB以上であること。

第11の2 ガス漏れ火災警報設備の点検要領

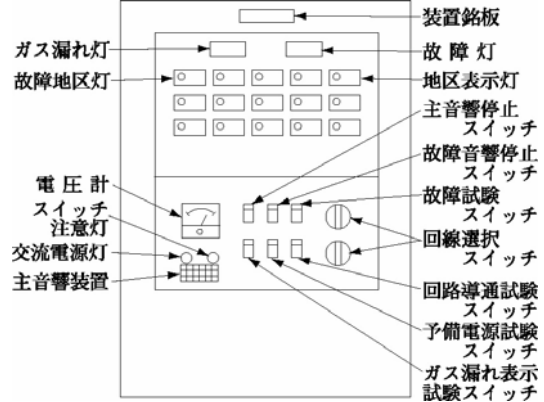
1 一般的留意事項

予備電源が非常電源の容量を上まわる場合にあっては、非常電源に替えることができる。

2 機器点検

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法 (留意事項は※で示す。)
予備電源及び非常電源 (内蔵型のものに限る。)	外形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂がないこと。 イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。 ※ 使用期限の表記がある部品等に関しては、期限の確認をすること。
	表示	目視により確認する。	受信機に表示されている種別、定格容量、定格電圧等が適正に表示されていること。
	端子電圧	予備電源試験スイッチ等を操作し、電圧計等により確認する。	電圧計等の指示が規定値以上であること。 ※ 電圧計等の指示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が考えられるので注意すること。
	切替装置	常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確認する。	常用電源を停電状態にしたとき、自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源が復旧したとき自動的に常用電源に切り替わること。
	充電装置	目視等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常な発熱等がないこと。 ※ 充電回路で抵抗器が使用されるものにあつては、高温となる場合があるので、発熱のみで判定するのではなく、変色等があるかないかを確認すること。
	結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
受信機及び中継器	周囲の状況	目視により確認する。	<p>常時人がいる場所であり (中継器を除く。)、使用上及び点検上必要な空間が確保されていること</p> <p>自立型 壁掛型</p> <p>ただし、背面に扉のないものは必要なし。</p> <p>点線内が必要な空間</p>
外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。	

第11の2-1図 使用上及び点検上必要な空間の例

	<p>表示 目視により確認する。</p>	<p>ア 検定合格証等が貼付されていること。 イ 銘板等に規定の表示がなされていること。 ウ 銘板等がはがれていなく、かつ、名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 エ 第11の2-2図の例に示すスイッチ等の表示が適正にされていること。</p>
	 <p style="text-align: center;">第11の2-2図 G型受信機の例</p>	
警戒区域の表示装置	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分等がないこと。
電圧計	目視又は計器等により確認する。	<p>ア 変形、損傷等がないこと。 イ 電圧計の指示値が所定の範囲内であること。 ウ 電圧計のないものにあつては、電源表示灯が点灯していること。</p>
スイッチ類	目視、ドライバー及び開閉操作等により確認する。	<p>ア 端子の緩み等がなく、発熱していないこと。 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。</p>
ヒューズ類	目視により確認する。	<p>ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 回路図等に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。</p>
継電器	目視及び試験装置等により確認する。	<p>ア 脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ 確実に作動すること。</p>
表示灯	所定の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。
通話装置	送受話器の操作により確認する。	<p>いずれの場所においても明瞭に相互間の通話ができること。 ※(ア) 受信機が設けてある場所相互にインターホン等が設けられている場合</p>

			は、当該インターホン等の点検等も実施すること。 (イ) 同一の室内又は場所において2以上の受信機が設けられている場合は、当該通話装置は省略できる。
結 線 接 続	目視及びドライバー等を用いて確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。	
接 地	目視又は回路計を用いて確認する。	著しい腐食、損傷、断線等がないこと。	
附 属 装 置	ガス漏れ表示試験により確認する。	ア ガス漏れ信号が表示機（副受信機）等に適正に移報されること。 イ 相互に機能障害がないこと。 ※ ガス遮断機構等と連動している場合があるので注意すること。	
ガ ス 漏 れ 表 示	目視及び次の操作により確認する。 (1) 回線選択スイッチのあるもの ① 切替スイッチを試験側に入れる。 ② 遅延時間を有するものは、1回線ごとにガス漏れ表示を確認の上順次操作する。 ③ 自己保持機能を有するものは、1回線ごとに自己保持機能を確認しながら復旧スイッチを操作し、次の回線に移行する。 (2) 回線選択スイッチがないもの 試験スイッチを回線ごとに上記に進じて操作する。	ア 各回線の表示と回線番号が一致すること。 イ ガス漏れ灯及び警戒区域の表示装置の点灯並びに主音響装置の鳴動が正常であること。 ウ 受信機の遅延時間は、60秒以内であること。 エ 自己保持機能が正常であること。	
回 路 導 通	回路導通試験により確認する。	ア 各回路ごとに試験用計器の指示値が所定の範囲内であること。 イ 確認灯（導通表示灯等）によるものにあつては、点灯すること。 ※ 断線表示灯によるものにあつては断線時に点灯すること。	
故 障 表 示	次の操作により確認する。 (1) 受信機、中継器又は検知器から電力を供給される方式の中継器にあつては、外部負荷に電力を供給する回路のヒューズを取り外し又はブレーカを遮断する。	ア 中継器にあつては、受信機の音響装置及び故障表示灯が自動的に作動すること。 イ 検知器にあつては、受信機側で電源の停止が確認できること。	

		(2) 受信機、中継器又は検知器から電力を供給されない方式の中継器は、主電源を遮断し、又は当該中継器から外部負荷に電力を供給する回路のヒューズを取り外し、若しくはブレーカを遮断する。 (3) 検知器の電源停止表示機能を有するものにあつては、当該検知器の主電源の開閉器等において遮断する。					
	予備品等	目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。				
ガス漏れ検知器	外形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。				
	警戒状況	未警戒部分	設置後の用途変更、間仕切変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないこと。				
			取り付け場所、位置等が適正であること。				
	設置場所及び設置位置		<p style="text-align: center;">第11の2-1表 検知器の設置基準表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">設置場所</td> <td style="width: 15%;"> 1 点検に便利な場所であること。 2 次に掲げる場所には設けられていないこと。 (1) 出入り口の付近で外部の気流がひんぱんに流通する場所 (2) 排気口の空気の吹出し口から1.5m以内の場所 (3) ガス燃焼機器（以下「燃焼器」という。）の廃ガスに触れやすい場所 (4) 検知器の機能の保持が著しく困難な場所 </td> </tr> <tr> <td>設置位置</td> <td> 1 燃焼器又は貫通部（燃料用ガスを供給する導管が防火対象物又はその部分の外壁を貫通する場所をいう。以下同じ。）から水平距離8m以内に設けてあること。ただし、天井面等が0.6m以上突出したはり等によって区画されている場合は、当該はり等より燃焼器側又は貫通部側に設けてあること（燃料用ガスが使用されるものに設ける場合に限る。）。 </td> </tr> </table>	設置場所	1 点検に便利な場所であること。 2 次に掲げる場所には設けられていないこと。 (1) 出入り口の付近で外部の気流がひんぱんに流通する場所 (2) 排気口の空気の吹出し口から1.5m以内の場所 (3) ガス燃焼機器（以下「燃焼器」という。）の廃ガスに触れやすい場所 (4) 検知器の機能の保持が著しく困難な場所	設置位置	1 燃焼器又は貫通部（燃料用ガスを供給する導管が防火対象物又はその部分の外壁を貫通する場所をいう。以下同じ。）から水平距離8m以内に設けてあること。ただし、天井面等が0.6m以上突出したはり等によって区画されている場合は、当該はり等より燃焼器側又は貫通部側に設けてあること（燃料用ガスが使用されるものに設ける場合に限る。）。
設置場所	1 点検に便利な場所であること。 2 次に掲げる場所には設けられていないこと。 (1) 出入り口の付近で外部の気流がひんぱんに流通する場所 (2) 排気口の空気の吹出し口から1.5m以内の場所 (3) ガス燃焼機器（以下「燃焼器」という。）の廃ガスに触れやすい場所 (4) 検知器の機能の保持が著しく困難な場所						
設置位置	1 燃焼器又は貫通部（燃料用ガスを供給する導管が防火対象物又はその部分の外壁を貫通する場所をいう。以下同じ。）から水平距離8m以内に設けてあること。ただし、天井面等が0.6m以上突出したはり等によって区画されている場合は、当該はり等より燃焼器側又は貫通部側に設けてあること（燃料用ガスが使用されるものに設ける場合に限る。）。						

					<p>2 温泉の採取のための設備の周囲の長さ 10mにつき 1 個以上当該温泉の採取のための設備の付近でガスを有効に検知できる場所（天井面等が 0.6m以上突出したはり等によって区画されている場合は、当該はり等より温泉の採取のための設備側に限る。）に設けてあること。この場合において、ガス濃度を指示するための装置が防災センター等常時人のいる場所に設けられていること（温泉の採取のための設備が設置されているものに設ける場合に限る。）。</p> <p>3 燃焼器又は温泉の採取のための設備が使用される室の天井面等の付近に吸気口がある場合には、当該燃焼器等との間の天井面等が 0.6m以上突出したはり等によって区画されていない吸気口のうち、燃焼器等から最も近いものの付近に設けてあるもの。</p> <p>4 検知器の下端は、天井面等の下方 0.3m以内の位置に設けてあること。</p>
				<p>空気に対する比重が 1 を超えるガスの場合</p>	<p>1 燃焼器又は貫通部から水平距離で 4 m以内に設けてあること（燃料用ガスが使用されるものに設ける場合に限る。）。</p> <p>2 温泉の採取のための設備の周囲の長さ 10mにつき 1 個以上当該温泉の採取のための設備の付近でガスを有効に検知できる場所に設けられていること。この場合において、ガス濃度を指示するための装置が防災センター等常時人のいる場所に設けられていること（温泉の採取のための設備が設置されているものに設ける場合に限る。）。</p> <p>3 検知器の上端は、床面の上方 0.3m以内のなるべく低い位置に設けてあること。</p>

				<p>その他検知対象ガスの性状等に応じて設けられていること。</p>
		適 応 性		<p>空気に対する検知対象ガスの比重に適応するガス漏れ検知器が設けられていること。</p>
		機 能 障 害		<p>機能障害のおそれのある塗装、覆い等がされていないこと。</p>
作 動 等			<p>(1) 試験用ガスを加える装置（以下「加ガス試験器」という。）の設定後、所定の操作を行い、確認する。</p> <p>(2) 試験対象個数</p> <p>① 検知器を抜き取りで点検する場合は、輪番で、かつ、1回線ごとに設置個数5個あたりについて1個以上となるよう行うこと（端数切り上げ）。</p> <p>② 製造者の表示する有効期限を超過したものにあつては、すべて試験を行うこと。</p>	<p>ア 中継器、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置が正常に作動すること。</p> <p>イ 受信機のガス漏れ灯、主音響装置の作動及び警戒区域の表示が適正であること。</p> <p>※(ア) 試験用ガスは、当該検知対象ガス又はメタン（対空気比重が1未満のガス用）若しくはイソブタン（対空気比重が1を超えるガス用）等を主成分としたものであること。</p> <p>(イ) 濃度は、当該試験用ガスの爆発下限界のおおむね4分の1（温泉の採取のための設備に設ける検知器にあつては、警報設定値（爆発下限界の10分の1）の1.6倍以下）とすること。</p> <p>(ウ) 作動時間の目安</p> <p>(a) から (d) までにより測定した時間から、次の a 及び b に定める時間を差し引いた時間が60秒以内であること。</p> <p>a 中継器を介する場合は5秒</p> <p>b (d) の場合は20秒</p> <p>(a) 検知器に確認灯を有するもの 作動確認灯の点灯から受信機のガス漏れ灯が点灯するまでの時間</p> <p>(b) 前(a)以外で検知区域警報装置又は中継器の作動確認灯を有するもの 検知区域警報装置の作動又は中継器の作動確認灯の点灯から受信機のガス漏れ灯が点灯するまでの時間</p> <p>(c) 前(a)又は(b)以外で温泉の採取のための設備に設ける検知器ガスの濃度を指示するための装置が警報設定値に達し、警報を発するまでの時間</p> <p>(d) 前(a)、(b)及び(c)以外のもの 試験用ガスを加えた後、受信機のガス漏れ灯が点灯するまでの時間</p> <p>(エ) 点検を抜き取りにより行う場合は、第11の2-2表によるものとし、図面又は点検票等に抜き取りを行った検知器の位置が明示されること。</p>

- と。
- (オ) 抜き取った検知器から不良品が発見された場合は、その回線の全検知器について点検を実施すること。
 - (カ) 裸火等を使用している場所で、加ガス試験器を使用する場合は、裸火等の使用を中止した上で点検を行うこと。

第11の2-2表 検知器の抜き取り表

1回線の検知器設置個数	検知器の抜き取り個数
1～5	1
6～10	2
11～15	3
16～20	4
21～25	5
26～30	6
31以上	20%相当数（端数切り上げ）

警報装置	音声警報装置	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		取付状態	目視により確認する。	脱落、緩み等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。
		増幅部、操作部	押しボタン等进行操作し、放送を行い作動状況を確認する。	ア 作動が確実であり、音声による放送が正常に行えること。 イ 作動表示灯、モニター等が正常に表示されること。 ウ 電圧計及び出力計が正常に作動すること。 エ ヒューズ類は、損傷、熔断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。
		音圧等	放送を行い確認する。	音圧、音色及び音声が正常であり、他の機械の音等と区別して聞き取れること。
		ガス漏れ表示灯	検知器の作動試験において、点灯状況を確認する。	ア 変形、損傷、脱落又は周囲に視認障害となるものがないこと。 イ 著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。 ウ 作動した検知器の設けられている区域等が容易に識別できること。
	検知区域警報装置	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		取付状態	目視により確認する。	脱落、緩み等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。
音圧等		検知器を作動させ鳴動状況を確認する。	ア 規定の音圧以上であり、音色が他の機械等の音と区別して聞き取れること。	

			イ 一の検知器が有効にガス漏れを検知できる区域内の各部分において有効に聞き取れること。
	鳴動区域	検知器を作動させ確認する。	鳴動区域が適正であること。

3 総合点検

点 検 項 目	点検方法（留意事項は※で示す。）	判 定 方 法
同 時 作 動	2回線を同時に作動させ確認する。	中継器、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置の作動が正常であり、受信機のガス漏れ灯、主音響装置の作動及び警戒区域の表示が適正であること。
検 知 区 域 警 報 装 置 の 音 圧	検知器を作動させ、検知区域警報装置を鳴動した場合に、当該装置の中心から前方1 m離れた位置で指示騒音計（A特性）を用いて、規定の音圧が得られるか確認する。この場合、ボックス等に内蔵されたものは、その状態で測定すること。	音圧は、70 d B以上であること。
総 合 作 動	非常電源に切り替えた状態で、任意の検知器を作動させ確認する。 ※ 非常電源に代えて予備電源で実施してもよい。	燃料用ガスが使用されるものに設けられている場合にあつては、中継器、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置の作動が正常であり、受信機のガス漏れ灯、主音響装置の作動及び警戒区域の表示が適正であること（温泉の採取のための設備が設置されているものに設けられている場合にあつては、ガスの濃度を指示するための装置、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置の作動が正常であること。）。